

# 秋田市公報

# あきだ

第1087号

平成27年12月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋田市総務部文書法制課

電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

電話 018-823-5351

## —— 目 次 ——

### 規 則

- 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（第41号） ..... 2
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第42号） ..... 2

### 告 示

- 道路の区域変更および供用開始について（第275号） ..... 2
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第276号） ..... 3
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第277号） ..... 3
- 子ども・子育て支援法による小規模保育事業の確認について（第278号） ..... 3
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第279号） ..... 3
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第280号） ..... 3
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第281号） ..... 3
- 指定した土地の区域の変更について（第282号） ..... 3
- 平成27年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について（第283号） ..... 3
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第284号） ..... 4
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第285号） ..... 4
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第286号） ..... 4
- 平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第287号） ..... 5
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消について（第288号） ..... 5
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第289号） ..... 5
- 平成27年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第290号） ..... 5
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第291号） ..... 5
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第292号） ..... 5
- 秋田市議会定例会の招集について（第293号） ..... 5
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の

- 廃止について（第294号） ..... 5
- 行旅死亡人の取扱について（第295号） ..... 6
- 指定した土地の区域の変更について（第296号） ..... 6
- 平成27年度国民健康保険税督促状の公示送達について（第297号） ..... 6

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号） ..... 6
- 教育委員会臨時会の招集について（第16号） ..... 6

### 選 管 告 示

- 平成27年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第58号） ..... 6
- 平成27年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙の当選者の住所および氏名について（第59号） ..... 8
- 平成27年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第60号） ..... 9

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第13号） ..... 10

### 上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第25号） ..... 10
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第26号） ..... 10

### 公 告

- 建築基準法による道路の指定について ..... 10
- 総合案内フロアマネジャー業務委託の公募型プロポーザルの実施について ..... 10
- 予防接種法による定期予防接種について ..... 11
- 予防接種法による定期予防接種について ..... 12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について ..... 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について ..... 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について ..... 14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について ..... 14
- 農用地利用集積計画の策定について ..... 14

### 上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について ..... 14

## 規則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月16日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第41号**

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成20年秋田市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月16日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第42号**

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第44条の3」に改める。

第44条第1項中「施行令第158条第1項の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 施行令第158条第1項
- (2) 施行令第158条の2第1項
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  
第114条  
(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2  
(5) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条  
第5項第3章第3節中第44条の次に次の2条を加える。  
(地方税に係る収納の事務の委託の基準)

第44条の2 施行令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 委託する収納の事務又はこれに類する事務について相当の知識および経験を有していること。
- (2) 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するために十分であると認められる事業規模を有し、かつ、その経営の状況が健全であると認められること。
- (3) 電子計算機による情報システムその他委託する収納の事務を遂行するために必要な体制が整備されていること。
- (4) 収納に係る事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)によって正確に記録し、かつ、当該電磁的記録を遅滞なく提供することができる。
- (5) 収納金の安全確保のために十分な措置を講ずることができること。
- (6) 収納金の払込みを確実かつ速やかに行うことができる。
- (7) 納税者に関する情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防

止その他納税者に関する情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることができる。

(収入事務受託者の検査)

第44条の3 会計管理者は、収入事務受託者(地方税に係る者に限る。)に対し、施行令第158条の2第3項の規定により毎年1回以上定期検査を行うほか、必要があると認めるときは臨時検査をしなければならない。

2 会計管理者は、収入事務受託者(地方税に係る者を除く。)に対し、必要があると認めるときは、臨時に検査を行うことができる。

3 会計管理者は、前2項の検査をするときは、あらかじめ検査期日、検査事項その他必要な事項について収入事務受託者に通知しなければならない。

4 会計管理者は、第1項又は第2項の検査をしたときは、速やかにその結果を市長および監査委員に報告しなければならない。第73条第4号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

別表第1の2負担金、補助及び交付金の項中「(昭和57年法律第80号)」を削る。

別表第2委託料の項中「(平成9年法律第123号)」を削る。

**附 則**

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

## 告示

**秋田市告示第275号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月2日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
90084	旧	飯 島 小学校線	秋田市飯島 美砂町310 番地先	685.3	4.5 ~ 14.7
	新		秋田市飯島 綠丘町16番 232地先		

2 区域変更および供用開始の期日

平成27年11月2日

3 縦覧期間

平成27年11月2日から同月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市告示第276号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年11月2日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市御所野堤台二丁目6番地54

加藤 美沙子

セブンイレブン秋田御所野堤台店

**秋田市告示第277号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年11月4日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
192	ファーマックスくぼた薬局	秋田市千秋久保田町6番12号	株式会社ファーマックス 代表取締役 武田英重	平成27年11月1日

**秋田市告示第278号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、小規模保育事業を次のとおり確認したので、同法第53条の規定により告示する。

平成27年11月4日

秋田市長 穂 積 志

1 事業者の名称

高橋 清明

2 事業所の名称

さくらんぼ保育園

3 事業所の所在地

秋田市外旭川字前谷地53番地1

4 確認した年月日

平成27年11月1日

**秋田市告示第279号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年11月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：訪問看護事業

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
4	訪問看護ステーションなかなか	秋田市保戸野千代田町13番41号アリフォームビル2B	株式会社メディカルリーフ 代表取締役 金谷郁子	平成27年11月1日

**秋田市告示第280号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年11月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
企業組合秋田福祉サービス	ホームヘルプサービスふきのとうおいわけ	秋田市金足小泉字潟向86番地1	平成27年10月31日	訪問介護、介護予防訪問介護

**秋田市告示第281号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成27年11月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
企業組合秋田福祉サービス	24時間ケアコールセンターふきのとう	秋田市金足小泉字潟向86番地1	平成27年11月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**秋田市告示第282号**

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年11月6日

秋田市長 穂 積 志

1 变更した土地の区域

秋田市雄和田草川および雄和芝野新田の各一部の区域

2 縦覧場所

秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市告示第283号**

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成27年度秋田市文化章受章者の氏名および事績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成27年11月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

## 堀 祐一

長年にわたり竿燈の普及振興と後進の指導育成に努めるとともに竿燈製作技法の伝承に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

## 花 柳 登代丈（本名 齋藤 陽子）

長年にわたり日本舞踊の研鑽に努めるとともに後進の指導育成と邦舞文化の普及発展に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

## 若 松 マキ

長年にわたりピアノ指導者として後進の指導育成に努めるとともに音楽教育の発展に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

## 石 田 冲 秋（本名 石 田 修）

長年にわたり俳句の普及振興に努めるとともに俳誌の主幹や選者などを務め後進の指導育成に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

## 藤 間 一寿綾（本名 佐々木 美穂子）

長年にわたり邦舞文化の振興に努めるとともに学校教育を通じた伝統文化の継承普及に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

## 秋田市告示第284号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成27年11月11日

秋田市長 穂 積 志

## 1 撤去し、保管した自転車等

## (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

## (2) 撤去し、保管した年月日

平成27年10月1日から同月30日まで

## (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

## (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成27年11月25日から平成28年5月25日まで

## 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

## 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

## 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

## 秋田市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年11月12日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマックスくぼた薬局	秋田市千秋久保田町6番12号	平成27年11月1日
グレイスコール訪問看護ステーションいいじま	秋田市飯島道東二丁目12番45号ハイ・ロードブリッヂ1-B号	平成27年10月26日

## 2 廃止

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
笹尾整形外科医院	秋田市八橋新川向11番9号	平成27年10月31日

## 秋田市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年11月12日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマックスくぼた薬局	秋田市千秋久保田町6番12号	平成27年11月1日
小規模多機能型居宅介護ヴェル	秋田市新屋松美町13番12号	平成27年11月1日
24時間ケアコールセンターふきのとう	秋田市金足小泉字潟向86番地1	平成27年11月1日
社会福祉法人蹊仁会 ファミリー園デイサービスセンター	秋田市桜一丁目4番21号	平成27年10月1日

## 2 廃止

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
ホームヘルプサービスふきのとうおいわけ	秋田市金足小泉字潟向86番地1	平成27年10月31日

**秋田市告示第287号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年11月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第288号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年11月13日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定取消年月日
166	AIN薬局 中通店	秋田市南 通築地2 番31号	株式会社AIN ファーマシーズ 代表取締役 大谷喜一	平成27年 10月31日

**秋田市告示第289号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年11月13日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
193	AIN薬局 中通店	秋田市南 通築地2 番31号	AIN分割準備 株式会社 代表取締役 大谷喜一	平成27年 11月1日

**秋田市告示第290号**

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年11月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成27年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

**秋田市告示第291号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年11月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社 はあとらん はあとケ アグッド	はあとらん どの風	秋田市外 旭川八柳 一丁目17 番13号	平成27年 11月15日	訪問介護、 介護予防訪問介護

**秋田市告示第292号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において平成27年11月18日から同年12月2日まで縦覧に供する。

平成27年11月18日

秋田市長 穂 積 志

道路の種別	路線名および区間	延長(m)	指定の部分
都市計画道路	千秋久保田町線 自：秋田市千秋久保田町3 番15号地先 至：秋田市千秋久保田町3 番20号	240	上下線

※指定区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

**秋田市告示第293号**

平成27年11月26日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成27年11月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第294号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年11月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ライフ	スマイル訪問介護センター	秋田市八橋田五郎一丁目13番2号	平成27年 11月12日	訪問介護、 介護予防訪問介護

ハンド		フェアハウ スコマツ101 号室		
-----	--	------------------------	--	--

**秋田市告示第295号**

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成27年11月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 年齢および性別等  
50歳代後半から70歳代位の女性
- 3 人相、体格、特徴等  
身長165センチ、小肥り、白髪混じり、現金9,405円、ダウンジャケット、セーター、長袖シャツ2枚、半袖シャツ、黒色ズボン、パンツ、靴下2足、黒色靴、数珠、ショルダーバッグ、トートバッグ、ポーチ、小銭入れ、折りたたみ傘、腕時計、マスクを所持および着用
- 4 発見年月日  
平成27年10月31日午後8時5分頃
- 5 死亡の状況  
秋田市土崎港中央六丁目16番15号東日本旅客鉄道株式会社秋田支社土崎駅構内下り線ホーム南端から約21メートルの下り線路上において轢過死した。
- 6 処置  
平成27年11月2日まで秋田臨港警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成27年11月5日に死体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 7 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-866-2090

**秋田市告示第296号**

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年11月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更した土地の区域  
秋田市上北手猿田の一部の区域
- 2 縦覧場所  
秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市告示第297号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年11月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成27年度（平成27年度賦課）第1期国民健康保険税督促状  
平成27年度（平成27年度賦課）第3期国民健康保険税督促状

**教委告示****秋田市教委告示第15号**

平成27年11月16日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年11月13日

秋田市教育委員会  
委員長 前川重明

付議案件

平成28年度教職員人事異動方針について

**秋田市教委告示第16号**

平成27年11月26日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成27年11月26日

秋田市教育委員会  
委員長 前川重明

**選管告示****秋市選管告示第58号**

平成27年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成27年11月6日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚田勇

**第1選挙区**

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住所	生年月日	職業
1	平成27年10月29日	榎 長夫	男	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場104番地	昭和26年3月2日	農業
2	平成27年10月29日	榎 孝志	男	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場4番地6	昭和28年9月4日	地方公務員

3	平成27年 10月29日	長 沼 謙 悅	男	秋田県秋田市雄和田草川字本田218番地	昭和27年4月3日	会社員
4	平成27年 10月29日	伊 藤 仁	男	秋田県秋田市雄和田草川字太田31番地	昭和31年8月7日	会社員
5	平成27年 10月29日	佐 藤 春 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字本田134番地1	昭和34年2月8日	会社員
6	平成27年 10月29日	佐 藤 哲	男	秋田県秋田市雄和田草川字本田241番地39	昭和37年2月13日	会社員
7	平成27年 10月29日	堀 井 良 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字沖村42番地	昭和25年9月15日	農 業
8	平成27年 10月29日	深 井 稔	男	秋田県秋田市雄和田草川字沖村259番地	昭和26年10月22日	自営業
9	平成27年 10月29日	堀 井 秋 夫	男	秋田県秋田市雄和田草川字沖村125番地	昭和26年9月27日	自営業
10	平成27年 10月29日	柏 谷 英 喜	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台76番地	昭和26年4月21日	会社役員
11	平成27年 10月29日	丸 山 邦 春	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台69番地	昭和28年4月6日	農 業
12	平成27年 10月29日	丸 山 進	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台38番地	昭和31年6月16日	農 業
13	平成27年 10月29日	佐 藤 藤 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字山崎114番地	昭和27年11月22日	農 業
14	平成27年 10月29日	池 田 浩 富 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字山崎37番地	昭和38年8月26日	会社員
15	平成27年 10月29日	舟 山 義 勝	男	秋田県秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	昭和24年9月9日	農 業
16	平成27年 10月29日	佐 藤 寿	男	秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷5番地3	昭和31年7月31日	農 業
17	平成27年 10月29日	高 田 隆 昭	男	秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷12番地1	昭和37年1月29日	会社員
18	平成27年 10月29日	堀 井 廣 瞳	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	昭和26年8月30日	自営業
19	平成27年 10月29日	鈴 木 寿	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	昭和31年2月25日	会社員
20	平成27年 10月29日	佐 藤 宏	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台115番地	昭和28年2月26日	農 業
21	平成27年 10月29日	柏 谷 重 春	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台110番地2	昭和28年5月13日	会社員
22	平成27年 10月29日	佐々木 晃	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台100番地	昭和40年7月4日	農 業

## 第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成27年 10月29日	堀 井 榮 策	男	秋田県秋田市河辺畑谷字中村16番地1	昭和26年2月6日	会社員
2	平成27年 10月29日	足 利 昭	男	秋田県秋田市河辺畑谷字大又294番地	昭和29年9月16日	農 業
3	平成27年 10月29日	足 利 肇	男	秋田県秋田市河辺畑谷字大又152番地	昭和30年1月30日	会社員
4	平成27年 10月29日	尾 形 明 仁	男	秋田県秋田市河辺畑谷字丸山141番地	昭和46年4月26日	会社員
5	平成27年 10月29日	山 内 三 廣	男	秋田県秋田市河辺戸島字藤島94番地	昭和32年7月22日	会社員

6	平成27年 10月29日	関 正 美	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町286番地	昭和33年 4月15日	農 業
7	平成27年 10月29日	岡 部 金 利	男	秋田県秋田市河辺戸島字町尻68番地 3	昭和22年 9月25日	農 業
8	平成27年 10月29日	高 屋 孫三郎	男	秋田県秋田市河辺戸島字中川原105番地	昭和23年 8月28日	農 業
9	平成27年 10月29日	佐々木 満	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町67番地	昭和40年 7月19日	団体職員
10	平成27年 10月29日	佐々木 昭 夫	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町252番地	昭和15年12月24日	農 業
11	平成27年 10月29日	川 村 清 晴	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町137番地	昭和27年 2月 6 日	会社員
12	平成27年 10月29日	時 田 俊 明	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町157番地	昭和21年11月 8 日	農 業
13	平成27年 10月29日	鈴 木 金市郎	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町261番地	昭和15年 2月 7 日	農 業

## 秋市選管告示第59号

平成27年11月 5 日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の住

所および氏名を次のとおり告示する。

平成27年11月 6 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

## 第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成27年 10月29日	榎 長 夫	男	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場104番地	昭和26年 3月 2 日	農 業
2	平成27年 10月29日	榎 孝 志	男	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場 4 番地 6	昭和28年 9月 4 日	地方公務員
3	平成27年 10月29日	長 沼 謙 悅	男	秋田県秋田市雄和田草川字本田218番地	昭和27年 4月 3 日	会社員
4	平成27年 10月29日	伊 藤 仁	男	秋田県秋田市雄和田草川字太田31番地	昭和31年 8月 7 日	会社員
5	平成27年 10月29日	佐 藤 春 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字本田134番地 1	昭和34年 2月 8 日	会社員
6	平成27年 10月29日	佐 藤 哲	男	秋田県秋田市雄和田草川字本田241番地39	昭和37年 2月13日	会社員
7	平成27年 10月29日	堀 井 良 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字沖村42番地	昭和25年 9月15日	農 業
8	平成27年 10月29日	深 井 稔	男	秋田県秋田市雄和田草川字沖村259番地	昭和26年10月22日	自営業
9	平成27年 10月29日	堀 井 秋 夫	男	秋田県秋田市雄和田草川字沖村125番地	昭和26年 9月27日	自営業
10	平成27年 10月29日	柏 谷 英 喜	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台76番地	昭和26年 4月21日	会社役員
11	平成27年 10月29日	丸 山 邦 春	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台69番地	昭和28年 4月 6 日	農 業
12	平成27年 10月29日	丸 山 進	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台38番地	昭和31年 6月16日	農 業
13	平成27年 10月29日	佐 藤 藤 美	男	秋田県秋田市雄和田草川字山崎114番地	昭和27年11月22日	農 業
14	平成27年 10月29日	池 田 浩富美	男	秋田県秋田市雄和田草川字山崎37番地	昭和38年 8月26日	会社員

15	平成27年 10月29日	舟 山 義 勝	男	秋田県秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	昭和24年9月9日	農 業
16	平成27年 10月29日	佐 藤 寿	男	秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷5番地3	昭和31年7月31日	農 業
17	平成27年 10月29日	高 田 隆 昭	男	秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷12番地1	昭和37年1月29日	会社員
18	平成27年 10月29日	堀 井 廣 瞳	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	昭和26年8月30日	自営業
19	平成27年 10月29日	鈴 木 寿	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	昭和31年2月25日	会社員
20	平成27年 10月29日	佐 藤 宏	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台115番地	昭和28年2月26日	農 業
21	平成27年 10月29日	柏 谷 重 春	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台110番地2	昭和28年5月13日	会社員
22	平成27年 10月29日	佐々木 晃	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台100番地	昭和40年7月4日	農 業

## 第2選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職業
1	平成27年 10月29日	堀 井 榮 策	男	秋田県秋田市河辺畑谷字中村16番地1	昭和26年2月6日	会社員
2	平成27年 10月29日	足 利 昭	男	秋田県秋田市河辺畑谷字大又294番地	昭和29年9月16日	農 業
3	平成27年 10月29日	足 利 肇	男	秋田県秋田市河辺畑谷字大又152番地	昭和30年1月30日	会社員
4	平成27年 10月29日	尾 形 明 仁	男	秋田県秋田市河辺畑谷字丸山141番地	昭和46年4月26日	会社員
5	平成27年 10月29日	山 内 三 廣	男	秋田県秋田市河辺戸島字藤島94番地	昭和32年7月22日	会社員
6	平成27年 10月29日	閔 正 美	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町286番地	昭和33年4月15日	農 業
7	平成27年 10月29日	岡 部 金 利	男	秋田県秋田市河辺戸島字町尻68番地3	昭和22年9月25日	農 業
8	平成27年 10月29日	高 屋 孫三郎	男	秋田県秋田市河辺戸島字中川原105番地	昭和23年8月28日	農 業
9	平成27年 10月29日	佐々木 満	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町67番地	昭和40年7月19日	団体職員
10	平成27年 10月29日	佐々木 昭 夫	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町252番地	昭和15年12月24日	農 業
11	平成27年 10月29日	川 村 清 晴	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町137番地	昭和27年2月6日	会社員
12	平成27年 10月29日	時 田 俊 明	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町157番地	昭和21年11月8日	農 業
13	平成27年 10月29日	鈴 木 金市郎	男	秋田県秋田市河辺戸島字本町261番地	昭和15年2月7日	農 業

## 秋市選管告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき、平成27年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年11月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

## 1 期間

平成27年12月3日から同月7日まで

## 2 場所

秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

## 3 時間

午前8時30分から午後5時まで

## 農 委 告 示

## 秋田市農委告示第13号

平成27年11月17日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年11月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（6件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成27年度第8号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（3件）

## 上 下 水 道 局 告 示

## 秋田市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成27年11月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
藤住設	佐藤 久一	秋田市仁井田新田一丁目5番55号

2 廃止年月日

平成27年10月31日

## 秋田市上下水道局告示第26号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成27年12月10日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域

別紙（省略）のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成27年11月26日から同年12月9日まで（土曜日および日曜

日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

## 公 告

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成27年11月5日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池田 喜代秀

2 道路位置指定箇所

秋田市飯島飯田二丁目164番1、107番1地先水路および164番1地先水路

3 道路幅員

6.00～6.01メートル

4 道路延長

17.24メートル

5 指定年月日および番号

平成27年11月5日 第3号

## 秋田市公告

次のとおり総合案内フロアマネジャー業務についてプロポーザルを実施するので公告する。

平成27年11月12日

秋田市長 穂 積 志

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

総合案内フロアマネジャー業務

(2) 業務の概要

平成28年度供用開始予定の秋田市役所新庁舎において、来庁した市民等が、迷うことなく適切に窓口などに誘導される環境を整備し、新庁舎の設計コンセプトやユニバーサルデザインに配慮した市民サービスとなるよう総合案内フロアマネジャー業務を行うもの。

(3) 調達案件の特質等

総合案内フロアマネジャー業務委託公募型プロポーザル実施要領および総合案内フロアマネジャー業務委託仕様書による。

(4) 履行場所

秋田市役所（新庁舎）

(5) 履行期限

契約の日から平成29年3月31日まで

(6) 参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書および企画提案書の提出期限において、本市の指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 秋田市内に本店、支店、営業所があり、障害時に迅速に対応できること。

<p>または、今回の業務締結にあたり新たに秋田市内に支店等を置くことが確約できること。</p> <p>エ 過去に本業務の内容と同種又は類似業務の実績を有すること。</p> <p>オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同法第2条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。</p> <p>2 実施要領等の交付</p> <p>(1) 交付期間 平成27年11月12日(木)から同月20日(金)までの午前9時から午後4時までとする。郵便による依頼は受け付けない。</p> <p>(2) 交付方法 市民課ホームページからの入手とする。 (<a href="http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/ct/default.htm">http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/ct/default.htm</a>) または、秋田市市民生活部市民課窓口で交付する。 (土曜日および日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。)</p> <p>(3) 交付書類</p> <p>ア 総合案内フロアマネジャー公募型プロポーザル実施要領 イ 総合案内フロアマネジャー業務委託仕様書 ウ 参加表明提出様式 一式 エ 質問書 オ 企画提案提出様式 一式</p> <p>3 参加申込みに関する事項 参加希望者は、必要書類を次のとおり提出しなければならない。</p> <p>(1) 提出書類 参加表明提出様式 一式</p> <p>(2) 提出期限 平成27年11月24日(火)午後5時15分まで</p> <p>(3) 提出場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課</p> <p>(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。</p> <p>4 企画提案書の提出に関する事項</p> <p>(1) 提出期間</p>		<p>平成27年12月3日(木)から同月17日(木)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>(2) 提出場所 3の(3)と同じ。</p> <p>(3) 提出方法 3の(4)と同じ。</p> <p>(4) 提出書類が全て揃っていない場合は、無効とする。</p> <p>5 審査等に関する事項</p> <p>(1) 参加表明書を提出した者のうち、総合案内フロアマネジャー業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加資格を満たす者の審査を行う。</p> <p>(2) 企画提案を提出した者から、審査委員会において評価基準に基づき各委員による評価および審査により当該業務委託者の選定を行う。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 提出書類等の作成、応募に要する全ての経費は、提出者負担とする。</p> <p>(2) 提出された書類等は返却しない。</p> <p>(3) その他詳細は、総合案内フロアマネジャー公募型プロポーザル実施要領および総合案内フロアマネジャー業務委託仕様書による。</p> <p>7 問合せ先 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課 電話番号 018-866-8958（直通）</p> <hr/> <p><b>秋田市公告</b></p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成27年11月13日</p> <p style="text-align: right;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類 別表1のとおり 追加年月日 平成27年10月1日</p> <p>2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類 別表2のとおり</p>																																																																																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">予防接種を行う 主たる場所</th> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">所 在 地</th> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">医師名</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">四種 混合</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">三種 混合</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">二種 混合</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">ボリ活 オ化</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">麻 んじん 混合風 し</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">単麻 抗原ん</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">単風 抗原ん</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">日本 脳炎</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">B C G</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">ヒ ブ</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">小 兒 肺 炎</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">ヒ ト バ マ ビ</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">水 痘</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">球 菌 肺 炎</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">高 齢 者 肺 炎</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">フル エ ン ザ ン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; padding-top: 5px;">秋田赤十字病院</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; padding-top: 5px;">秋田市上北手猿田字苗代 沢222番地1</td> <td>加藤 明英</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>佐藤 隆太</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>茂木 崇秀</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>須藤 和久</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>山中 有美子</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>木曾 博典</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>岩城 忍</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>工藤 和大</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>里吉 梨香</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>升田 晃生</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table>		予防接種を行う 主たる場所	所 在 地	医師名	四種 混合	三種 混合	二種 混合	ボリ活 オ化	麻 んじん 混合風 し	単麻 抗原ん	単風 抗原ん	日本 脳炎	B C G	ヒ ブ	小 兒 肺 炎	ヒ ト バ マ ビ	水 痘	球 菌 肺 炎	高 齢 者 肺 炎	フル エ ン ザ ン	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代 沢222番地1	加藤 明英	<input type="radio"/>	佐藤 隆太														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	茂木 崇秀														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	須藤 和久														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	山中 有美子														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	木曾 博典														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	岩城 忍														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工藤 和大														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	里吉 梨香														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	升田 晃生														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>													
予防接種を行う 主たる場所	所 在 地	医師名	四種 混合	三種 混合	二種 混合	ボリ活 オ化	麻 んじん 混合風 し	単麻 抗原ん	単風 抗原ん	日本 脳炎	B C G	ヒ ブ	小 兒 肺 炎	ヒ ト バ マ ビ	水 痘	球 菌 肺 炎	高 齢 者 肺 炎	フル エ ン ザ ン																																																																																																																																																																			
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代 沢222番地1	加藤 明英	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																																		
		佐藤 隆太														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		茂木 崇秀														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		須藤 和久														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		山中 有美子														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		木曾 博典														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		岩城 忍														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		工藤 和大														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		里吉 梨香														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				
		升田 晃生														<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																																																				

		山形 健基															○ ○
		金 暢々子															○ ○
		栗山 章司															○ ○
		岩本 陽輔															○ ○
		佐藤 博美															○ ○
		富樺嘉津恵															○ ○
		亀田優里菜															○ ○
		関川 綾乃															○ ○
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-2号	嵯峨 知生	○ ○	○ ○ ○											○ ○ ○		
		嵯峨亜希子	○ ○	○ ○ ○											○ ○ ○		
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	大場 麗奈														○	
		大山 幸子														○	
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	大山 幸子														○ ○	
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	後藤 弥生														○ ○	
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	大山 幸子														○ ○	
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	吉田 泰之														○ ○	

別表2

予防接種を行っていた主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ボリオ化	麻ん混風し	単麻原ん	単風原ん	日本脳炎	B C G	ヒブ	小兒肺炎	ローマビ	ヒトパビ	水痘	高齢者肺炎	フルエンザン	届出月日
小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	小泉 重仁															×	10月8日	
		猪俣 茂樹															×	10月8日	
		木村 有香															×	10月8日	
		藤田 曜															×	10月8日	
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	石川 小枝	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	10月19日	
		古屋 智規															×	×	10月19日
		山中 康生															×	×	10月19日
		大内 東香															×	×	10月19日
		高木 亮															×	×	10月19日
		岩崎 渉															×		10月19日
		鈴木 裕子															×	×	10月19日
		吉川 晴夫															×	×	10月19日
		長谷川幸保															×	×	10月19日
		檜森 亮吾															×	×	10月19日
		山崎 大輔															×	×	10月19日
		佐藤 公彦															×	×	10月19日
		藤嶋 悟志															×	×	10月19日
		木村 竜太															×	×	10月19日
		嘉島 相輝															×	×	10月19日
		今野めぐみ															×	×	10月19日
		藤嶋 明子															×	×	10月19日
		菅沼 紘平															×	×	10月19日
		小澤 政豊															×	×	10月22日
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	千田 佳史															×	×	10月30日

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第

197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年11月20日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所およ

び追加する予防接種の種類  
別表のとおり

2 追加年月日  
平成27年10月1日

別表

予防接種を行う 主たる場所	所 在 地	医師名	四種 混合	三種 混合	二種 混合	ボリ活 オ化	麻 ん混ん風 合し	単麻 抗原ん	単風 抗原ん	日本 脳炎	B C G	ヒ ブ	小 兒 肺 炎	ロト ーパ ビ	水 痘	高 齢 者 肺 炎	高 齢 者 肺 炎	フル ヘル シ ン ザン
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	三浦 邦夫														○	○	
		草薙 宏明														○	○	
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目 17番23号	門脇 謙					○	○	○							○	○	

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年11月24日

秋田市長 穂 積 志

## 1 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 浅野 雅晴

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグアサヒ八橋店

所在地 秋田市寺内蛭根一丁目381番1

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 室井 善一

変更後

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅野 雅晴

## (4) 変更年月日

平成27年8月26日

## (5) 変更理由

代表者が変更したため

## 2 届出年月日

平成27年11月18日

## 3 関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 縦覧場所

秋田市商工部商工労働課

## (2) 縦覧期間

平成27年11月24日から平成28年3月24日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

## 4 意見書の提出先

秋田市商工部商工労働課

## 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

## (1) 意見を述べる者の氏名及び住所

## (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

## (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年11月24日

秋田市長 穂 積 志

## 1 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 浅野 雅晴

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグアサヒ秋田広面店

所在地 秋田市広面字近藤堰越44番地の1 外

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 室井 善一

変更後

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅野 雅晴

## (4) 変更年月日

平成27年8月26日

## (5) 変更理由

代表者が変更したため

## 2 届出年月日

平成27年11月18日

## 3 関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 縦覧場所

秋田市商工部商工労働課

## (2) 縦覧期間

平成27年11月24日から平成28年3月24日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

## 4 意見書の提出先

秋田市商工部商工労働課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年11月26日

秋田市長 穂 積 志

**1 届出事項の概要**

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田哲郎

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役 小保康則

秋田市中通七丁目1番2号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 秋田駅ビル

所在地 秋田市中通七丁目1番2号

**(3) 変更した事項**

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役 松本実

変更後

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役 小保康則

**(4) 変更年月日**

平成27年6月29日

**(5) 変更理由**

代表者が変更したため

**2 届出年月日**

平成27年11月24日

**3 関係書類の縦覧場所及び期間****(1) 縦覧場所**

秋田市商工部商工労働課

**(2) 縦覧期間**

平成27年11月26日から平成28年3月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年11月26日

秋田市長 穂 積 志

**1 届出事項の概要**

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田哲郎  
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
秋田ステーションビル株式会社  
代表取締役 小保康則  
秋田市中通七丁目1番2号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 秋田駅ビル  
所在地 秋田市中通七丁目1番2号

- (3) 変更しようとする事項

駐輪場の位置（別添資料（省略）のとおり）

- (4) 変更年月日

平成27年12月5日

- (5) 変更理由

JR現業施設工事着工に伴い駐輪場を移設・拡張するため。  
なお、12月5日から駐輪台数が220台に増加する。

**2 届出年月日**

平成27年11月25日

**3 関係書類の縦覧場所及び期間****(1) 縦覧場所**

秋田市商工部商工労働課

**(2) 縦覧期間**

平成27年11月26日から平成28年3月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年11月27日

秋田市長 穂 積 志

**1 縦覧に供する書類**

農用地利用集積計画書

**2 縦覧時間**

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

**3 縦覧場所**

秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

**上下水道局公告****秋田市上下水道局公告**

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年11月18日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤佐太幸  
賦課対象区域

秋田市八橋イサノ一丁目、寺内油田二丁目、仁井田字横山、太平八田字八田、太平八田字藤ノ崎および太平目長崎字大根沢（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）